

平成 19 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 19 年 9 月 5 日第 7 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の出席議員（ 22 名 ）

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	9 番	伊藤知
10 番	加藤照美	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の欠席議員（ 2 名 ）

8 番	小川正文	11 番	佐々木弘志
-----	------	------	-------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内 享一	局長補佐	藤谷 博之
議事調査係長	佐藤 正之	主査	佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
代表監査委員	小松 欽一	総務部長	佐藤 好文
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	岩井 敏一
建設部長	金子 則之	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	中津 博行
総務部総務課長	齋藤 隆一	財政課長	森 鉄也
会計管理者	佐藤 文一	市民課長	木内 利雄
生活環境課長	長谷山 良	農漁村整備課長	伊藤 賢二
観光課長	武藤 一男	下水道課長	渡辺 講
教育委員会総務課長	阿部 均	消防本部総務課長	阿曾 時秀

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成19年9月5日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第76号 公有水面埋立てに対する意見について
- 第5 議案第77号 平成18年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第78号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第79号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第80号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第81号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第82号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第83号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第84号 平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第85号 平成18年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第86号 平成18年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第87号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第5号)

- 第16 議案第88号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）
- 第17 議案第89号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）
- 第18 議案第90号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第91号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第92号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第93号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第94号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第23 議提第13号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議提第14号 事務検査に関する決議について

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 22 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成 19 年第 7 回にかほ市議会定例会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。また、本日は、代表監査委員の小松監査委員の出席をいただいておりますので、あわせて御報告します。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、1 番飯尾善紀議員、2 番佐々木正勝議員を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。3 番市川雄次議員。

【議会運営委員長（3 番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。それでは、平成 19 年度第 7 回にかほ市議会定例会会期日程（案）につきまして、議会運営委員会での審査の内容を報告いたします。

日程、本日 9 月 5 日より 9 月 26 日までの 22 日間としております。9 月 5 日、本日は本会議、9 月 7 日、10 日、11 日の 3 日間を一般質問の日としております。本会議 9 月 7 日の一般質問は 5 名、9 月 10 日の一般質問も 5 名、9 月 11 日の一般質問を 2 名ということで、5、5、2 の配分で一般質問をしたいというふうに決しております。その日程案のほうに書いてありますが、その 9 月 11 日火曜日につきましては、一般質問が終わり次第、後期高齢者広域の連合議会の議員の補欠選挙、並びにこの間つくられました特別委員会の中間報告及び、ここには書いておりませんが、議運で話し合っていました議会運営の総括についての中間報告もさせていただきたいと思っております。9 月 13 日、本会議で議案質疑、付託等を行います。9 月 14 日から 25 日までが委員会ということになっております。そして、9 月 26 日本会議で、委員長報告、並びに質疑、討論、採決という手順でほしいということで議会運営委員会では決しております。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長の報告が終わりましたので、運営委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 — 9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） 6月定例のときに、一般質問者が14名いるということで、2日間で足りないということで、6、6、2にしましたという話がありましたけれども、今回12名ということで、6、6とすれば2日で終わるわけですが、何ゆえ3日予定するのかということを質問します。

議長（竹内睦夫君） 運営委員長。

議会運営委員長（市川雄次君） 当初、運営委員会においても、前回の6月定例会の前例を踏まえまして、6、6で行こうかということもありましたけれども、その状況、6名まではあくまでも上限という話の中でしたので、その状況が6名で仮に時間内に5時までに終わらないということも考え得るということで、その危険を冒すよりなら、5、5、2という形でいったら確実にその日程をその日に消化できるだろうということで、5、5、2というふうになっております。

議長（竹内睦夫君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月26日までの22日間と決定しました。

日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの9月定例会、よろしくお願い申し上げます。

それでは、市政報告を申し上げます。

初めに、集中豪雨による被害について報告いたします。

8月21日の朝から降り始めた雨は、アメダスの観測地点となっている象潟町琴和喜で午前10時までに107ミリに達し、平沢字前谷地地内を初めとして市内各地で被害が相次ぎました。被害状況は、土砂崩れ4カ所、河川のはんらん1カ所、道路の冠水9カ所、住宅への床下浸水が6棟、非住家への浸水が61棟などとなっております。

続く22日にも、朝から降り始めた雨は、秋田県河川砂防課の観測では、午前7時から午後2時までの雨量が、鉾立で182ミリ、元滝川で106ミリ、ひばり荘で86ミリ、気象台のアメダス観測地点で53ミリとなり、平地に比べて山間部に多量の降雨となりました。そのため、釜ヶ台地区、上郷地区、上浜地区に河川のはんらんや土砂崩れなどによる大きな被害が発生いたしました。被害状況は、河川災害が16カ所、道路災害が冠水も含めて48カ所、住宅への床上浸水が2棟、床下浸水が29棟、非住家への浸水が34棟、非住家の一部損壊が1棟、一時避難が5世帯14名などとなっております。

また、農林関係の被害状況は、浸水・冠水・土砂流入による農作物への被害面積が280ヘクター

ル、畦畔崩落などの農地被害が71カ所、農道・水路などの施設被害が28カ所、林道被害が5カ所などとなっております。

被害額は、これまでの調査の結果、道路関係の被害額が4,000万円、河川関係の被害額が5,100万円、農地・農業施設の被害額が1億2,100万円、農作物の被害額が1,900万円、林道の被害額が700万円などとなっております、総額で2億5,800万円ほどと見込まれております。

雨による災害としては、これまで経験したことのないような惨事となってしまいましたが、人的被害がなかったことが不幸中の幸いだと思っております。被災された市民の皆さんには、心よりお見舞いを申し上げます。

市では、被害拡大のおそれがあるとの判断から、22日午前10時30分に災害警戒対策部を設置し、各地から被害情報が入り始めた午後1時30分には災害対策本部に切りかえ、さまざまな対策を講じてきたところであります。特に、被害の大きい地区には、課長級の職員を責任者とする支援チームを編成し、集落ごとに配置をいたしました。他の集落・町内会に対しては、会長さんを通じて被害状況の取りまとめをお願いしているところであります。

集落の要望を聞き取りながら、日常生活の安全確保を最優先に、関係機関と連携をしながら復旧支援を行ってまいります。今定例会に復旧に係る予算を計上しておりますので、よろしく申し上げます。また、今定例会まで待てなかった緊急のものについては、予備費で対応させていただきましたので、御了承をお願いします。

次に、都市対抗野球大会についてであります。

にかほ市代表として出場したTDKチームは、1回戦で熊本市代表の熊本ゴールデンラークスと対戦しましたが、善戦及ばず、4対1で敗れ、残念ながら2回戦進出はなりませんでしたが、敗れたとはいえ、TDKチームの活躍と頑張りは、市民に大きな希望と力を与えていただきました。改めて、選手の皆さんとTDK株式会社に、心から感謝を申し上げます。

また、さきの臨時議会で予算の可決をいただきました市民応援団については、251人の市民が参加し、精いっぱいの声援を送ったところであります。

象潟海水浴場あずまや崩落事故について報告いたします。

6月に発生した象潟海水浴場あずまや崩落事故については、改めて、被害に遭われた方々に深くおわびを申し上げます。

現在、被害に遭われた方々はすべて完治され、仕事に復帰されております。今後は、県との過失責任割合などを明確にしながら、被害者の立場を最優先に考え、医療費、休業補償費、慰謝料などの損害賠償について誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

次に、最近の市政について報告いたします。

19年度の普通地方交付税は、43億6,478万1,000円と算定されました。前年度当初算定額に対して5億3,057万6,000円の増、率にして13.8%の増となっております。この要因としては、基準財政需要額に大きな差異はなかったものの、基準財政収入額の中で、3ヵ年分の税收をもとに調整される法人市民税税割の基準税額が、前年度は、17年度のTDK株式会社関連の好調な業績と過年度分の修正申告などにより一時的に増加したものの、今年度は減少に転じ、対前年度比で5億1,700

万円余り落ち込んだことから、基準財政収入額が大幅な減少となりました。この結果、基準財政需要額と基準財政収入額の差である交付基準額が増加したものであります。

また、今年度からの新たな制度で、国が示した9つの成果指標に基づき、全国平均以上の成果を上げた自治体に対して、頑張りの成果を普通交付税の算定に反映させる頑張る地方応援プログラムのかほ市の増加需要額は3,157万3,000円でありました。

全体的には、行革による対象経費の歳出削減実績が比較的大きく反映されております。

当初予算では、18年度実績額から、国の地方財政計画に基づいて、前年度対比4.4%を減額したほか、税収見込みや新型交付税制度の導入などの要素を勘案し、36億5,000万円としたところであります。今定例会に、決定額との差額、7億1,478万1,000円の増額補正をお願いしております。

また、交付税の不足を補うための振替措置である臨時財政対策債の発行可能額は、対前年度比9.3%減の4億4,267万9,000円となりました。

次に、市税の状況について申し上げます。

7月末における調定額は、個人市民税は、対前年度比30.6%増の11億600万円となっております。これは、所得税からの税源移譲により税率が改正されたことと、定率減税の廃止が主な要因と思われる。

負担増となった方々から79件ほどの問い合わせがありましたが、改正内容や個別の課税状況を説明し、おおむね御理解をいただいたものと考えております。

なお、個人市民税額の増に伴って、前納報奨金が不足となったため、今定例会に補正をお願いしております。

法人市民税については、対前年度比63%増の2億5,800万円となっており、年間の調定見込み額は、前年度より若干ふえるものと見込んでおります。

固定資産税については、企業の設備投資や非木造家屋の価格の確定などにより、対前年度比2.0%増の16億2,200万円となっております。

6月定例会で申し上げた、市税や使用料などの収納率を高めるための対策を協議・実践するために、副市長を本部長とする全庁的な収納対策本部を8月に立ち上げました。市民負担の不公平感をなくすことや、市の財源確保のため、税制度の周知や納税相談の実施、悪質な滞納者への処分など、収納に関するさまざまな事案を協議・検討し、実践してまいります。

来年度の市職員の採用は、一般行政事務と消防職員については若干名、臨床検査技師と保健師については各1名の採用を予定しております。一般行政事務については、8月22日までの期限で募集したところ、24名の応募がありました。消防職員、臨床検査技師、保健師については、9月19日までの受付となっております。第一次試験は、県町村会に委託し、それぞれ実施されます。

9月1日土曜日に、にかほ市総合防災訓練を実施いたしました。今年度の訓練は、住民による地域の防災力の向上と防災意識の高揚を目的とする住民参加型の訓練として、より多くの市民に参加していただくために土曜日の開催といたしました。各町内会、集落では、自主的な初期消火訓練や避難訓練が行われ、約5,200名の市民が参加されております。

新潟県中越沖地震に対する対応についてであります。

新潟県柏崎市より、農業集落排水施設災害対策応援に関する協定に基づく応援要請があり、下水道課の職員1名を7月29日から8月4日までの7日間、管路等の復旧作業のために応援派遣をいたしました。また、市では、1日も早い復旧を祈り、日本赤十字社を通じ、30万円の義援金を送ったところであります。

サッカーJリーグ一部に所属する横浜FCチームの選手、スタッフ50名ほどが、7月24日から8月1日まで、にかほ市でキャンプを行いました。国内トップレベルのプレーが間近で見られるとあって、練習会場の仁賀保運動公園多目的広場には、連日、市内外からたくさんの観客が訪れ、選手たちに声援を送っていました。中でも、キャンプ3日目に行われた、TDKサッカークラブとの親善マッチには、約5,100人の入場者を数え、施設始まって以来の観客でにぎわいました。

キャンプ期間中の入り込み数は、サッカー教室や奥寺康彦氏の講演会等のイベント参加者も含め、1万7,590人でありました。キャンプによる経済波及効果は、来場者の消費支出だけでも2,650万円となっておりますので、にかほ市全体としては相当額の波及効果があったものと思っております。

国際交流事業についてであります。

8月1日から6日まで、アメリカ・ショウニー市から、中学生14名、高校生1名、引率者6名、計21名の交流訪問団が本市を訪れました。ショウニー市との中学生交流事業は、受け入れと派遣を毎年実施しており、今回で17回目の訪問団受け入れとなります。団員は、ホームステイや夏まつりなどを楽しみながら、市民との交流を深め、友情の輪を広げて、無事帰国の途についております。

また、7月31日から8月9日まで、中学生14名、引率者4名、計18名がアメリカ・アナコーテス市を訪問いたしました。アナコーテス市との中学生交流事業は、相互に隔年で行っており、今回で7回目の訪問となります。一行は、市内の家庭にホームステイをしながら、交流を深め、友好と信頼関係を築き、来年の再会を約束して、無事に帰国いたしました。今回は、大人交流として弓道グループの2名が同行し、アナコーテス市最大のイベントであるアートフェスティバルで弓道を披露し、日本文化の普及と理解に貢献してまいりました。

今後の交流事業であります。アメリカ・ショウニー市へ、中学生16名と引率者4名が10月24日から31日の日程で訪問します。また、ニュージーランド・クライストチャーチ市からの訪問団が、来年1月27日から2月3日までの日程で来市する予定で、国際交流協会ニュージーランド委員会を中心に準備を進めております。

20年度からスタートする75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の実施に向けて、準備作業が進められております。

なお、秋田県後期高齢者医療広域連合の議員の任期は、所属する市町村での任期までとなっておりますが、一部の市町村で任期の満了があったことから、選出区分ごとに市長1名、市議会議員2名、町村議会議員1名の欠員が生じ、補欠選挙が行われることになりました。市長及び町村議会議員については無投票となりましたが、市議会議員については、団体及び個人推薦を受けた候補者が定員を超える3名となったことから、全市の9月議会において市議会選出議員の選挙を行う旨、広域連合から通知がありました。

年金記録をめぐる問題については、市民の皆さんも大変心配していることから、社会保険事務所

と協力し、臨時年金相談所を象潟地域で7月25日、仁賀保地域で8月28日、金浦地域で8月30日にそれぞれ開設いたしました。幸いにも、にかほ市の国民年金の納付記録は、年金制度発足当初からのものが旧3町とも保存されており、記録の閲覧やコピーが必要な場合には無料で対応しております。また、年金相談に住民票や戸籍謄本などが必要な場合などにも、交付手数料を無料にするなどの便宜を図って対応しております。

2年目となる国保ヘルスアップ事業については、6月末に国から事業の内定がありました。今年度は、医療制度改正により、20年度から保険者に義務づけられる特定保健指導を想定し、メタボリックシンドローム該当者への動機づけ支援と積極的支援を、国保加入者160名の方を対象に実施することにしております。

民生児童委員並びに主任児童委員の任期が本年11月30日までとなっているため、改選に向けての候補者の選考・推薦事務が進められております。にかほ市は、各地域2人の主任児童委員を含む合併前の定数として仁賀保地域32人、金浦地域14人、象潟地域40人、計86人の配分枠を維持できる見込みとなっておりますが、新たな住宅街の形成等により、1人が受け持つ世帯数に大きな開きが生じてきていることから、担当区域の見直しもあわせて行われているところであります。

障害者自立支援法における障害福祉サービス事業所に対して、19年4月1日から21年3月31日までの間、新たな激変緩和措置として事業運営円滑化事業、通所サービス利用促進事業等が実施されることになりました。

事業運営円滑化事業は、報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所について、従前の月払いによる報酬額の80%保障を90%に引き上げるとともに、18年度から20年度までの間に旧体系から新体系の事業に移行した事業所についても、従前の報酬額の90%を保障し、事業所により一層の安定的な運営を確保するものであります。19年度では、心身障害者コロニーを初め、4事業所からの申請が見込まれています。

通所サービス利用促進事業は、新体系の日中活動系事業所及び旧法支援の通所施設において、送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、利用者負担の軽減を図るものであります。1回の送迎につき10人以上が利用し、週3回以上かつ月12回以上の送迎を実施する指定事業所が対象となりますが、19年度には、さんたらっぷ1事業所からの申請が見込まれています。今定例会に関係予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

今年度から3ヵ年にわたって実施する心の健康づくり・自殺予防対策モデル事業についてであります。今年度は、精神科医と心理判定員による相談窓口の開設、講演会、ネットワーク会議などを開催しておりますが、10月には、秋田大学医学部の協力を得て、心の健康づくりアンケート調査を実施します。市内に住む30歳から79歳までの方全員を対象として、心の状態を把握し、事業を効果的に進めるための基礎調査となるものであります。

7月18日から25日までの間に、市内に住む女性2人と小学生1人が腸管出血性大腸菌O-157感染したと保健所より通報がありました。市では、広報や健康推進協議会、食生活改善推進協議会、結核予防婦人会などを通じて注意を喚起したところであります。感染した方々は、現在は完治しているとのことであります。

今年度新たにスタートした品目横断的経営安定対策については、4ヘクタール以上の農地を所有する認定農業者の個人加入者数は153人、20ヘクタール以上の農地を集積した集落営農組織の加入は25組織となっております。個人加入と組織加入を合わせた対策加入者は624人、加入した水田面積は1,934ヘクタールで、にかほ市全体の水田に対する加入面積割合は54.5%となっております。稲作の育成状況であります。

4月以降、気温の低い日が続き、成育がおくれぎみに経過したことから、育成初・中期は平年を下回り、収量や品質の低下が心配されておりましたが、6月下旬から7月上旬にかけて回復し、草丈がやや低いものの、平年並みの育成となっております。出穂期は8月5日前後で平年並み、いもち病や問題のある病害虫の大きな発生はありませんが、登熟期間が高温で推移しており、乳白・胴割れが懸念されております。

企業立地を促進するために、自治体の取り組みや対象企業の支援を行う企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、通称企業立地促進法が6月11日に施行されました。このことを受けて、本市を含む6市1町及び県、研究機関で組織する秋田県電子・輸送機・関連地域産業活性化協議会が組織され、この中で協議・作成された基本計画が7月30日に国の同意を得たところであります。今後は、この法律に基づく各種支援策の具体的な活用について協議をしてまいります。

10月1日から、信用保証協会と金融機関が融資保証責任を共有する責任共有制度が導入されます。両者が連携し、中小企業に対する適切な支援を行うことを目的として導入されるものであります。

これまで信用保証協会が保証した事業資金の借入金については、保証協会が100%保証していたものを、一部の融資を除き80%保証となり、残りは金融機関の負担となります。ただし、国の小口零細企業保証制度については、当分の間、100%の保証が維持されます。本市においても、現行のにかほ市中小企業振興資金融資斡旋に関する条例を基本として、この融資制度に沿った小口資金保証制度要綱を設け、市内小規模企業者の資金繰りの安定を図ってまいります。

観光にかかわる調査・研究や相互交流などを通じて、地域の観光振興を図ること目的に、ノースアジア大学と観光に関する連携協定を締結いたしました。同大学は、来年4月に観光学科を新設する予定となっており、観光推進を担う人材育成など、今後の観光振興の大きな力になるものと期待をしております。

夏季観光の入り込み状況についてであります。

7月に行われたトライアスロン芭蕉レースや海の幸まつりなどのイベントは、おおむね好天に恵まれ、予定どおり開催されております。トライアスロンは、第20回大会を記念して、「元気な秋田人・元気にかほ市をつくる」をテーマに、オリンピック選手などによるパネルディスカッションが行われるなど、大きな盛り上がりを見せました。海の幸まつりは、早朝の雨で出足が心配されましたが、天気が持ち直し、例年以上の人数となり、カキなど出品した魚介類すべて完売しております。

8月に入ってから、好天に恵まれ、昨年に引き続き、「夏まつり三夜ものがたり」として、にかほ夏まつり、湾頭まつり、日本海花火フェスティバルが開催され、昨年比2.5%増の8万2,000人

の人出となり、大変な盛況でありました。

他の観光スポットにおいても、ほぼ例年並みの観光客の入り込みとなっております。

稲倉山荘建設工事は、比較的好天にも恵まれ、順調に推移しております。進捗率は 80%で、10月31日の工期に向けて、現在、外壁工事を行っております。

まちづくり交付金事業による金浦地区都市再生整備計画についてであります。にかほ市総合発展計画に基づくまちづくりを進めるために、本年3月にまとめた予備調査報告書の内容により、6月8日に国に対する概算要望を行い、現在は11月の本要望に向けて必要な作業を行っているところであります。具体的には、市職員による検討委員会を7月9日に立ち上げたほか、市民の意見を計画に反映させるための金浦地区まちづくり住民検討委員会を7月12日に設置いたしました。この両委員会で、整備計画に盛り込むべき事業メニューなどの検討を行っております。

計画の中心となる文化施設の建設については、本年3月に総合文化センター建設基本構想検討委員会からいただいた報告書を踏まえながら、にかほ市のシンボルとしてふさわしく、かつ建設や運営にかかる経費について、市の財政上の制約にない、多数の市民の皆さんから利用していただけるような、身の丈に合った施設・内容にしたいと考えております。

公共下水道事業の進捗状況は、整備済み面積が520ヘクタール、全体計画面積に対し59%で、水洗化率は65.1%となっております。

工事関係については、久根添、黒川、芹田の中継ポンプ場の繰越工事が7月末に完了いたしました。今年度事業の平沢字館ヶ森地内の面整備工事、象潟矢妻ポンプ場から金浦前川間の圧送管建設工事は、来年2月に完成する予定です。日本下水道事業団への委託工事である久根添・黒川・芹田中継ポンプ場、笹森クリーンセンターの場内整備工事も来年3月の完成を目指し、工事中であります。委託工事の中で未発注となっている鈴中継ポンプ場の場内整備工事、平沢と矢妻の中継ポンプ場の土木建設工事は9月中に発注する予定と伺っております。下さるようお願いいたします。

象潟中学校建替事業は、計画どおりに進んでおり、校舎棟工事の進捗率は45%となっております。校舎棟の躯体コンクリート打設工事は、一部を除き完了し、今後は内外装工事、電気・機械設備工事と進んでまいります。1月末の校舎棟完成にあわせ、今定例会に備品購入関係の補正予算を計上しておりますので、よろしくお願ひします。下さるようお願いいたします。

繰越事業でありました象潟学校給食共同調理場建設工事については、工事が完了し、決算で1億3,600万円ほどの不用額が出ております。入札による請負差額が出たことと備品関係予算の一部に二重の計上があったことが要因です。今後、このようなことがないように、予算のチェックは今まで以上に厳しく行ってまいります。

仁賀保中学校建替事業については、さきの臨時議会において、造成工事、設計委託費等の予算について御承認をいただきましたが、基本・実施設計委託については、公募型指名プロポーザルで参加者を公募したところ、5つの共同企業体より参加申し込みがありました。この5業者を提案者として指名し、説明会を開催したところです。

なお、技術提案書の提出を9月下旬にしており、委託者の決定は10月中旬になる見込みです。

白瀬南極探検隊記念館工事についてであります。冷温水発生機器等取りかえや躯体及び外構工

事等の設計業務が完成し、9月下旬までには工事発注の予定です。また、今後は、展示品のリニューアルや環境整備、案内標識などの充実を図り、入館者の増加につなげてまいりたいと考えております。

T D K株式会社の大野亮一監査役より、フェライト子ども科学館の運営費用として、平成16年7月から19年6月までの36ヵ月にわたって、毎月60万円の御寄附をいただいていたところですが、引き続き19年7月から1ヵ年、毎月75万円の御寄附の申し出をいただきました。申し出をありがたくちょうだいし、子供たちが科学に親しみ、豊かな創造性と科学する心をはぐくむために使用させていただきます。

秋田わか杉国体の開会まで、あと25日となりました。国体に先立って、先日開催した採火式と炬火リレーは、市民の皆さんの多数の参加と協力により、盛会裏に終了することができました。また、競技会場や運営の準備は順調に推移しており、最終調整・最終確認の段階となっております。国体に引き続いて行われる、わか杉大会の準備も順調に進んでおります。

全国から参加される選手、監督、競技関係者の皆さんを、市民総参加のもてなしで歓迎し、触れ合いと友情の輪を広げ、46年ぶりの秋田わか杉国体・わか杉大会が市民の心に深く残る大会となることを期待しております。

ガス事業についてであります。

熱量変更事業に伴う経費の一部負担を含め、合併協議事項である旧3町間のガス料金の統一を行うため、公営企業運営審議会の審議を経て、9月3日に東北経済産業局に料金改定の協議を行いました。現在、協議内容を審査するため、東北経済産業局の特別監査が行われているところでありますが、協議が調い、今後の方向性が固まり次第、議会に説明したいと考えております。

また、水道料金の統一についても、準備作業を進めておりますので、方向性が固まり次第、説明をいたします。

終わりに、A E D — 自動体外式除細動器は、全国的に配備が進んでおり、救命の事例も多数報告されております。本市では、多くの市民が参集する道の駅や体育館など8ヵ所に配置されておりますが、さらなる救命体制の充実、消防救急体制における救命率の向上のためにも、新たに7つの集落に配置することにしました。今定例会に補正予算を計上しておりますので、よろしく願います。今後は、地域住民や消防団員などを対象として、A E D使用講習会を充実してまいります。

以上、市政報告といたします。

議長（竹内睦夫君） これで行政報告は終わりました。

所用のため、10時55分まで休憩します。

午前10時43分 休 憩

午前10時54分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 76 号公有水面埋立てに対する意見についてから、日程第 22、議案第 94 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 19 件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提案しております議案の要旨について御説明いたします。

議案第 76 号公有水面埋立てに対する意見についてでございます。8 月 7 日付で秋田県知事から、漁港漁場整備計画に基づき、金浦地区の臨港道路、塩焚浜 1 号線の道路改良工事を実施する上で、金浦漁港内の埋め立てについて協議がありました。この工事に伴う金浦漁港内の公有水面の埋め立てについて、公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定に基づき意見を求められましたので、同条第 4 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 77 号平成 18 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 141 億 4,689 万円、歳出総額 137 億 3,095 万円、翌年度に繰り越すべき繰越明許費の繰越額 500 万円を差し引き、実質収支額は 4 億 1,094 万円の黒字であります。

議案第 78 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 31 億 3,970 万 6,000 円、歳出総額 27 億 1,795 万 5,000 円、実質収支額は 4 億 2,175 万 1,000 円の黒字であります。

議案第 79 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 1 億 6,546 万 5,000 円、歳出総額 1 億 4,896 万 2,000 円、実質収支額は 1,650 万 3,000 円の黒字であります。

議案第 80 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 30 億 8,606 万 4,000 円、歳出総額 31 億 2,077 万 5,000 円、実質収支額は 3,471 万 1,000 円の赤字であります。

議案第 81 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 5,993 万円、歳出総額 5,615 万円、実質収支額は 378 万円の黒字であります。

議案第 82 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 22 億 1,021 万 8,000 円、歳出総額 21 億 7,047 万 2,000 円、実質収支額は 3,974 万 6,000 円の黒字であります。

議案第 83 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 8 億 3,074 万 3,000 円、歳出総額 8 億 1,404 万 3,000 円、実質収支額は 1,670 万円の黒字であります。

議案第 84 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 1,058 万 4,000 円、歳出総額は同額の 1,058 万 4,000 円、実質収支額はゼロ円であります。

議案第 85 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定についてでございます。収益的収入及び支出について、ガス事業収益が 3 億 6,642 万 2,800 円、ガス事業費用が 4 億 7,657 万 1,411 円。資本的収入及び支出について、資本的収入が 7 億 9,479 万 3,139 円、資本的支出が 10 億 2,122

万 2,010 円であります。

議案第 86 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についてでございます。収益的収入及び支出について、水道事業収益が 4 億 6,796 万 3,049 円、水道事業費用が 4 億 2,752 万 3,572 円。資本的収入及び支出について、資本的収入が 1 億 1,959 万 8,180 円、資本的支出が 4 億 6,672 万 7,382 円であります。

議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 74 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 146 億 5,286 万 9,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、普通交付税や地方特例交付金、前年度繰越金などの確定に伴う増額、県支出金では、障害者施設の事業運営を円滑化するための新規事業や、その他補助事業の事業量の増加に伴う増額を行っております。また、繰入金や市債については、主に象潟中学校建替事業の備品購入費や、仁賀保中学校建替事業が合併特例事業債として採択されたことに伴い、地方債の充当率が変わったことにより増額及び減額を行うものであります。

歳出の主なものとしては、生活保護費の過年度清算に伴う国庫負担金の返還及び他会計の前年度繰越金確定に伴う他会計への繰出金の減額及び 9 月補正対応としていたスキー場運営費や除雪費の計上、並びに企業進出に伴う南部工業団地排水路設置工事費などを計上しております。また、8 月 21、22 日の集中豪雨による災害復旧を計上したほか、同災害の緊急対応を予備費で行ったことに伴い、予備費の追加や財政調整基金への積み立てを行うものであります。

議案第 88 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 6,402 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 3,142 万 7,000 円と定めるものであります。主な補正内容としては、国民健康保険税率の改正に伴う国民健康保険税の減額、また、前年度繰越金の確定に伴い、歳入歳出予算の調整を行うものであります。

議案第 89 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,050 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,716 万 9,000 円と定めるものであります。主な補正内容としては、前年度繰越金の確定に伴い、財政調整基金に積み立てするものであります。

議案第 90 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 102 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,648 万 7,000 円と定めるものであります。主な補正内容としては、前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金の減額を行うとともに、今後に備えて、修繕料の増額を行うものであります。

議案第 91 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,402 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 6,710 万 3,000 円と定めるものであります。主な補正内容としては、歳入では、前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金の減額を行うものであります。また、歳出では、笹森クリーンセンターの機械修繕、ポンプ場用地の取得などを行うものであります。

議案第 92 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,600 万 7,000 円と定めるものであります。主な補正内容としては、前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金の減額を行うものであります。

議案第 93 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）でございます。収益的支出について、ガス事業費用予定額から 991 万 9,000 円を減額し、収益的支出の総額を 5 億 9,409 万 9,000 円と定めるものであります。また、資本的支出について、資本的支出予定額に 2 万 8,000 円を追加し、資本的支出の総額を 2 億 8,815 万 5,000 円と定めるものであります。支出の内容としては、4 月の人事異動に伴う人件費関連予算の調整を行うものであります。

議案第 94 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。収益的支出について、水道事業費用予定額から 1,247 万 7,000 円を減額し、収益的支出の総額を 4 億 3,957 万 2,000 円と定めるものでございます。また、資本的支出について、資本的支出予定額から 322 万 7,000 円を減額し、資本的支出の総額を 3 億 2,204 万 5,000 円と定めるものであります。支出の内容としては、さきの集中豪雨による修繕費の計上及び 4 月の人事異動に伴う人件費関連予算の調整を行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部課長から主な項目についての補足説明を求めます。初めに、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第 76 号公有水面埋立てに対する意見についての補足説明として、現況について御説明申し上げます。図面等の資料を提示しておりますので、御参照願います。

埋立地は、金浦駅から漁港へ行って、突き当たりの右側に位置する急カーブ周辺の臨港道路塩焚浜 1 号線で、埋め立て面積は 152.53 平米であります。この場所は、台風や冬季の波浪時には、港内への進入波が越波してきて、付近が水没するなど、住宅災害の発生や車両の通行が不可能になる地域であり、そして、急カーブであることから、車両の通行、交差が不便な状況でもあります。このことから、県では、平成 14 年度から 23 年度までの漁港漁場整備計画により、ことしの 11 月から来年の 9 月までの期間に漁港の一部を埋め立て、護岸と防潮壁を設置して、越波の防止を図り、そして、急カーブの改修整備を行うものであります。事業実施に当たり、県では、6 月に漁業の代表者や関係する町内会長等への説明会を開催しまして、理解をいただいているところであります。

以上で、工事個所についての補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 77 号から議案第 84 号に対して、会計管理者の説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（佐藤文一君） それでは、私のほうから、議案第 77 号から議案第 84 号までの 8 件について補足いたします。

決算説明資料を作成しております。こういう A4 の、最後は 12 ページまである資料でございます。この資料で説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。一般会計と7つの特別会計の歳入歳出決算の状況でございます。初めに、上の表の歳入です。全会計の予算額の合計額は239億8,743万4,000円、調定額は240億8,836万5,000円でございます。これに対する収入済額は236億4,960万円となっております。また、不能欠損額は、一般会計が801万7,000円、国保の事業勘定が916万7,000円で、計1,718万4,000円となっております。

次に、歳出でございます。全会計の支出済額は227億6,989万1,000円となっております。予算の繰越額は一般会計と公共下水道特別会計で、計3億9,400万円となっております。

2 ページをお願いいたします。各会計の歳入歳出差引額と実質収支額の状況でございます。一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出差引額は8億7,970万9,000円、繰越一般財源を除いた実質収支の合計は8億7,470万9,000円となっております。繰越明許費の内訳は下の表のとおりです。

3 ページをお願いいたします。議案第77号平成18年度にかほ市一般会計決算でございます。収支の状況でございますが、歳入合計から歳出合計を差し引いた歳入歳出差引額は4億1,594万円となっております。その額から繰越明許費500万円ですが、これを差し引いた4億1,094万円が実質収支額ということになります。

次に、歳入の状況でございます。収入済額は141億4,689万円で、不納欠損額は801万7,000円となります。歳入総額に占める割合の高いものは、10款地方交付税、1款市税、21款市債となっております。

4 ページをお願いいたします。これは市税の状況でございます。7税目の合計収入額は30億4,911万3,000円であります。不納欠損額は、市民税が258万5,000円、固定資産税が478万3,000円、それに軽自動車税、並びに都市計画税、合計で747万5,000円となっております。

次に、5ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。支出済額は137億3,095万円で、翌年度繰越額は2億6,500万円となっております。歳出総額に対し高い比率を示しているのは、10款の教育費、3款民生費、12款公債費の順となっております。

6 ページをお願いいたします。主要事業の一覧であります。支出額の大きいのは、10款3項4目の象潟中学校校舎建設工事、それから、繰越事業の象潟中学校体育館建設工事などです。

7 ページをお願いいたします。議案第78号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算でございます。歳入歳出差引額は4億2,175万1,000円で、実質収支額も同額となっております。国民健康保険税の状況ですが、一般被保険者の医療関係の現年度の収入済額は5億2,250万8,000円で、収納率は92.35%となっております。退職被保険者の医療関係の現年度の収入済額は2億6,686万1,000円で、収納率は98.58%となっております。

次に、8ページをお願いいたします。歳入の主なものは、国民健康保険税8億8,369万6,000円で、歳入総額の28.1%。次に、国庫負担金6億9,821万5,000円で、同22.2%となっております。

それから、歳出の主なものは、療養諸費が17億3,810万1,000円で、歳出総額の63.9%を占めております。

次に、同じく8ページ、議案第79号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定の決算でございます。歳入歳出差引額は1,650万3,000円で、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものは診療収入で、小出、院内診療所合わせて1億4,320万4,000円となります。歳入総額の86.5%を占めてございます。それから、歳出の主なものは医薬材料費6,714万9,000円などです。

次に、9ページをお願いします。議案第80号平成18年度にかほ市老人保健特別会計の決算でございます。歳入歳出差引額が3,471万1,000円の歳入不足となっております。このため、不足額同額を翌年度歳入繰上充用金で補てんしての決算となっております。

歳入は、支払基金交付金、国庫負担金などです。その合計額は30億8,604万6,000円で、歳入総額とほぼ同額となっております。歳出は、医療諸費が主なもので、全体の98.4%を占めております。

次に、議案第81号平成18年度にかほ市簡易水道特別会計の決算でございます。歳入歳出差引額は378万円で、実質収支額も同額となっております。歳入の主なものはごらんのとおり水道料金2,585万1,000円です。歳出の主なものは工事請負費2,160万7,000円です。

次に、10ページをお願いいたします。議案第82号平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計決算でございます。歳入歳出差引額3,974万6,000円で、実質収支額も同額となっております。歳入の主なものは下水道料金1億8,844万3,000円、国庫補助金7億1,115万円となっております。歳出の主なものは、下水道事業費の建設工事委託料の12億4,136万8,000円などとなっております。

次に、11ページをお願いいたします。議案第83号平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計決算でございます。歳入歳出差引額は1,670万円で、実質収支額も同額となっております。歳入の主なものは、使用料9,624万1,000円、県補助金2億6,090万円などとなっております。それから、歳出の主なものは工事請負費3億6,847万1,000円となっております。

次に、議案第84号平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計決算でございます。歳入歳出差引額はありませぬ。歳入の主なものは基金からの繰り入れと、歳出の主なものは一般会計への繰り出しとなっております。

最後になりますが、12ページをお願いいたします。これは、にかほ市の基金の保有状況でございます。上段にあります、左から3行目ですか、が決算年度中の増減額で、右から2目です、が出納整理期間中の増減額ということになります。ということで、平成19年5月31日に現在の基金保有総額は、この表の右の一番下になります37億4,051万3,972円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第85号から86号についての補足説明をガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 説明に入る前に訂正をお願いしたいと思います。議案第85号ガス事業会計決算書でございます。

14ページをお願いいたします。概況の総括事項の上から4行目ですが、「象潟地区5.4%増の」とありますけれども、増ではなくて「減」に訂正をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした、ミスプリントでございます。

それでは、改めまして議案第85号のほうを説明いたします。

議長（竹内睦夫君） 局長、議員の皆さん、まだわかりにくいところあるようですので、14 ページですか。

ガス水道局長（須田登美雄君） ガス事業会計の 14 ページ。概況、総括事項の上から 4 行目です。真ん中辺に「象潟地区 5.4%増の」と書いてありますけれども、増ではなくて「減」に訂正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 22 分 休 憩

午前 11 時 23 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

引き続き説明をお願いします。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 85 号について御説明申し上げます。

決算書 2 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収益のほうは 3 億 6,642 万 2,800 円、主なものとしましてはガス売上でございます。それから、支出のほうは 4 億 7,657 万 1,411 円、主なものといたしましては採取製造費、供給販売費等となっております。

次の 4 ページのほうでございますけれども、資本的収入及び支出でございます。決算額 7 億 9,479 万 3,139 円、主なものとしましては企業債 7 億 4,830 万円でございます。支出のほうは 10 億 2,122 万 2,010 円となっております。主なものとしましては建設改良費並びに開発費となっております。

続いて、8 ページをお願いいたします。損益計算書でございます。下から 3 行目、当年度純損失ということで、1 億 2,471 万 169 円の純損失を計上しております。

それから、14 ページをお願いいたします。ガス事業の事業報告の概況でございます。

初めに、総括事項でございますけれども、19 年 3 月末の需要家戸数は 6,160 戸で、前年度末より 1.9%、120 戸の減少となっております。ガス販売量においても、暖冬の影響等もありまして、対前年比 6.8%減の 203 万 8,833 立方となっております。また、18 年度は、4 年にわたる大事業でありました熱量変更事業の実施年に当たり、これに伴う 13A ガスの製造所の建設及び仁賀保地区、金浦地区、象潟地区の供給所の整備なども行っております。熱量変更は 9 月 11 日から 11 月 23 日まで、仁賀保地区、金浦地区、象潟地区の順に、13A ガスに転換する熱量変更作業を実施しております。これによりまして、にかほ市の都市ガスの高カロリー化が図られたこととなります。

経理状況でございますが、収益的収入は、ガス売上が前年比 6.3%減の 2 億 9,776 万円で、2,013 万 4,000 円の減収となり、収益全体でも 6.7%減の 3 億 4,901 万 7,000 円です。2,511 万 1,000 円の減収となっております。費用については、事業費全体で 4 億 7,372 万 7,000 円となり、収支差引では、先ほども申し上げましたけれども、1 億 2,471 万円の純損失を計上しております。これらの要因といたしましては、熱量変更事業に伴う開発費償却及び関連する製造設備等の新設、改良等の除却費などが主なものとなっております。

今後の課題といたしましては、現在、他エネルギーとの競合、オール電化住宅等の普及によりまして、厳しい経営状況となっておりますが、平成 19 年度にガス事業法が改正され、大口需要の範囲が拡大になること、また、熱量変更によりまして都市ガスの高カロリー化が図られたことによりまして、企業の温暖化対策への取り組みなどに期待をし、都市ガスの新規需要も見込まれているところでございます。クリーンエネルギーとしての快適な暮らしを提案し、今後の需要拡大に努め、健全経営を目指してまいりたいと考えております。

それで、皆さんのお手元のほうに、経営指標のものが渡っていると思います。

最初に、経営比率に関する事項でございますけれども、上段のほうの負荷率、施設利用率につきましては、経営施設の利用率をあらわしたものでございます。問題は 6 番の供給単価でございます。146 円ということになっておりますけれども、その下の 7 番の供給原価が 208.3 円ということで、原価よりも単価が低いということで、非常に経営上の問題を抱えているということがあらわれております。

財務比率に関する右側のほうの表でございますけれども、こちらのほうも 1 番の自己資本構成比率は 50%ということになっていまして、本来はもっと高くなければならないんですが、50%が最低ラインと言われておりますので、ぎりぎりの線かなというふうに考えているところでございます。それから、4 番の経常収支比率が 73.8%、これは 100%以上なければ赤字経営であるということがあらわされておりますので、先ほども申し述べましたように、赤字のものがそのまま出てまいります。それから、営業収支比率、これも同様でございます、100%の以上なければ赤字経営ということが言われておりますので、75.9 ということで、これにも赤字というものがあらわれてきております。前年度の対比においても下がってきておりますので、経営的にはかなり苦しくなっているのかなというふうなものがこの表にあらわれております。

続きまして、議案第 86 号をお願いいたします。水道事業会計報告でございます。

それでは、初めに、2 ページ、3 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収入のほうで 4 億 6,796 万 3,049 円、主なものとしては営業収益というふうになっております。支出のほうでございます。4 億 2,752 万 3,572 円になっております。主なものとしましては営業費用がほとんどでございます。

それから、次の 4 ページ、5 ページの資本的収入及び支出でございます。資本的収入 1 億 1,959 万 8,180 円、主なものとしては企業債でございます。支出といたしましては、4 億 6,672 万 7,382 円、建設改良費、企業債償還金がこれらを占めております。

続きまして、8 ページです。損益計算書でございます。下から 3 行目のほうに、水道事業に関しては、当年度純利益 2,276 万 9,754 円を計上しております。

それから、水道事業のほうの概況でございます。水道事業につきましては、平成 19 年 3 月末の供給戸数の合計が 9,921 戸で、前年度より 40 戸の増加となっております。ただし、給水量におきましては残念ながら減の状況となっております。建設改良工事につきましては、16 年度からの継続工事でありました桂坂・横森地区の簡易水道統合整備事業、並びに畑配水場の建設工事が完了いたしまして、4 月から供給開始を行っております。また、老朽管の更新につきましても、公共下水道工事

にあわせる工事、あるいは石綿管の更新事業ということで、計画的に進めているところでございます。

経営状況といたしましては、給水収益が前年比 4.7%減、事業収益全体でも 4.1%減となっており、戸数がふえておりますけれども、収入には結びついていないということが言えます。ただ、費用につきましては、費用等の差し引きでは 2,277 万円の純利益というものは計上されております。

今後の課題といたしましては、合併時の協定であります料金改定、並びに今後の経営の一本化を図るだけでなく、施設の統合ということを目指しまして、にかほ市全体計画、水道事業の全体計画をもとにして、旧町、3 町間の連結、あるいは水源の再整備といったものを計画的に行いまして、住民サービスの向上と健全経営を図っていきたくと考えているところでございます。

また、お手元のほうに経営指標を配布しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

経営比率に関する事項でございますけれども、最初に 6 番の供給単価です。98.7 円、給水原価が 95.9 円ということで、わずかではありますけれども、こちらのほうは経営的に単価のほうが高くなっているということで、黒字経営のものがあらわれていると思います。

それから、右のほうの財務比率に関する事項でございますけれども、4 番の経常収支比率 105.5、先ほど申し上げたように 100%以上ということではなっておりますので、こちらは黒字であるということがあらわれております。同じように、5 番の営業収支比率 124.4 ということで、こちらについても、経営的には黒字であるということがこの表にあらわれているかと思えます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、代表監査委員から決算監査の報告を求めます。小松代表監査委員。

代表監査委員（小松欽一君） 配付しております平成 18 年度決算審査意見書をお出し願いたいと思います。1 ページをお開きいただきたいと思います。

にかほ市長横山忠長様。にかほ市監査委員小松欽一。同じく飯尾善紀。

平成 18 年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見について。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 18 年度にかほ市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された各基金の運用状況を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

2 ページ、お開きいただきたいと思います。平成 18 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

第 1、審査の対象。一般会計、平成 18 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算、そのほか 7 つの特別会計でございます。

第 2、審査の期間。平成 19 年 8 月 6 日から平成 19 年 8 月 17 日までの期間、審査をいたしました。

第 3、審査の方法。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合のほか、それぞれ所管課の説明を聴取し、予算の執行状況の適否について審査をいたしました。

第 4、審査の結果及び意見。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支

に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

歳入については、市税、負担金、使用料等の不納欠損及び収入未済が年々増加の一途をたどることが予想されるので、担当課から詳細の資料を提出していただき、説明聴取し、他課連携のもと、より一層の徴収努力をお願い申し上げます。

それらを踏まえ、各部署での徴収・回収等には人的にも限度がありますので、延滞金・未収金等の回収検討委員会を立ち上げ、法的措置を含む、にかほ市の回収方針を示し、関連部署連携の上、実効ある対策を講じていただきたい。

歳出においては、主に契約に関する起工伺・入札調書等の書類を審査したところ、適切に処理されていると認められました。

なお、審査過程で見受けられた軽易な誤りについては、その場で指摘したので、記述は省略させていただきます。

最後に、自主財源の乏しい財政状況の中で、多様化・高度化する市民ニーズを的確にとらえ、将来に禍根を残さないよう、いま一度合併時の基本理念に立ち返り、市民サービスの向上、行財政改革の促進、効果的・効率的な諸施策の実行に、より一層努力されることを切に望むものであります。

以下の概要等にはお目通しをいただきたいと思えます。

それでは、20 ページ、お開きいただきたいと思えます。平成 18 年度基金運用状況審査意見。

- 1、審査の対象。5 つの基金を審査の対象といたしました。
- 2、審査の期間。平成 19 年 8 月 6 日から平成 19 年 8 月 17 日まで。
- 3、審査の方法。各基金の運用状況報告書の計数を預金証書、諸帳簿等により確認するとともに、関係職員の説明を求め、設置目的に従い、确实かつ効率的に運用されているかについて審査をいたしました。
- 4、審査の結果。各基金とも設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されており、計数は預金証書及び関係諸帳簿等と符合し正確であると認めました。

22 ページ、お開きお願い申し上げます。平成 18 年度にかほ市ガス事業会計・水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 18 年度にかほ市ガス事業会計及び水道事業会計の決算及びその関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

23 ページ、お願い申し上げます。平成 18 年度公営企業会計決算審査意見。

- 第 1、審査の対象。2 つの事業会計を審査いたしました。
- 第 2、審査の期日。平成 19 年 8 月 16 日。
- 第 3、審査の方法。審査に当たっては、各事業会計決算書等が関係法令に準拠して作成されているか、そして当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合など必要と認める審査を実施いたしました。

また、関係書類、帳簿については関係職員から説明を求め、地方公営企業経営の基本原則である

経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を行いました。

第 4、審査の結果及び意見。審査に付された各事業会計の決算書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符号し、正確であると認めました。また、各事業の経営状況及び当年度末の財政状況を適正に表示していることも認めました。

ガス事業については、4年にわたる大事業でありました熱量変更事業が完了し、都市ガスの高カロリー化が実現され、これを契機に需要拡大に努めていただきたい。

ガス・水道料金の滞納や工事・器具販売代金の未納については、徴収事務の強化を図ったことにより徐々に効果が見えてきておりますので、今後においてもなお一層の頑張りを期待しております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで決算監査の報告を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第87号の歳入について、それぞれの担当から説明を求めます。総務部に関することは、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 平成19年度一般会計補正予算（第5号）の総務部関係の歳入の主なものについて御説明いたします。

7ページをお開きください。地方債の補正ですが、合併特例債の確定による起債充当率の変更及び地方交付税の振替財源である臨時財政対策債の発行可能額の確定などに伴い、限度額をそれぞれ増額補正するものでございます。

10ページをお開きください。9款1項1目地方特例交付金は、児童手当の拡充に伴う地方への交付金ですが、交付金の確定に伴い、817万7,000円を補正し、1,617万7,000円とするものでございます。

10款1項1目地方交付税の普通交付税ですが、市政報告でも述べましたとおり、前年度の法人市民税税割の減収が大きく影響し、交付税が前年度比13.8%の増、43億6,478万1,000円と決定されたことから、当初予算額に7億1,478万1,000円を増額補正するものでございます。

13ページをお開きください。18款2項1目の財政調整基金繰入金ですが、地方交付税の増により、当初予算及び補正予算で繰り入れを予定しておりました5億2,093万6,000円について、海岸林再生事業分の1,703万8,000円のみを繰り入れすることとし、5億389万8,000円を減額補正するものでございます。

2目の象潟中学校建設基金繰入金は、残額5,291万4,000円を取り崩し、繰り入れするもので、

同基金の残高はゼロとなります。

3 目の仁賀保中学校建設基金繰入金は、合併特例債への財源振替に伴い、1,130 万円を減額するものでございます。

5 目の減債基金繰入金ですが、同じく地方交付税の増により、当初予算で予定しておりました 4,000 万円を繰り入れしないこととするものでございます。

19 款 1 項 1 目の繰越金ですが、18 年度決算に伴い、前年度からの繰越金が繰越明許費 500 万円を除き 4 億 1,094 万円と確定したことから、当初予算及び補正予算で既に計上済みの金額を除いた残額の 2 億 4,485 万 3,000 円を補正するものでございます。

14 ページをお開きください。21 款 1 項 4 目の土木債については事業費の増、6 目の教育債については合併特例債への財源振替、7 目の秋田県市町村振興資金貸付金ですが、中野・前川線道路改良事業の合併特例債への財源振替による、それぞれの補正でございます。

同じく 8 目の臨時財政対策債は、今年度の発行可能額が 4 億 4,267 万 9,000 円と算定されたことから補正するものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関することは、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の主なものについて御説明いたします。

11 ページをお開きください。15 款 2 項 2 目の 4 節の社会福祉費補助金 1,347 万 3,000 円ですが、行政報告にもありましたとおり、これは障害者自立支援法における障害福祉サービス事業所への激変緩和措置として給付される事業運営円滑化事業と、通所サービス利用促進事業費に対する補助金で、今回歳出で 1,796 万 6,000 円の増額補正を計上している分に対する補助 4 分の 3 と、当初予算で自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業補助金として 68 万 2,000 円を措置しておりましたが、これも今回の臨時対策事業費補助金に包含されることになったために、当初予算分を減額いたしまして、同額を臨時対策事業費補助金に組み替えるものであります。

それから、14 ページをお開きください。20 款 4 項 6 目 1 節の雑入 12 万 8,000 円ですが、これは秋田県社会保険診療報酬支払基金から平成 18 年 10 月から 12 月までの療養介護保険診療費と事務費について誤った請求があったために、再審査請求によりまして返還されるものであります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部の主な歳入のみ御説明申し上げます。

12 ページになります。15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金ですが、1 節農業費補助金、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金では、畑営農組合が大豆用培土機 1 台と水稲用コンバイン 1 台を購入することに伴う県の補助金 12 分の 4 に当たる 183 万 1,000 円を計上しております。

2 節の林業費補助金、森林環境保全整備事業費補助金は、県の標準単価の改正と補助対象個所の増加により 116 万 4,000 円を計上しております。

以上、主な歳入の補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、歳出について。総務部に関することは、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 歳出の総務部関係、主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、今回の給与関係の補正をそれぞれの項目に計上させていただいておりますが、これは4月の人事異動に伴う補正が主なものでございます。

16ページをお開きください。2款1項2目25節財政調整基金に1億5,630万4,000円を積み立てるもので、これを含めた同基金残高は10億1,556万4,000円となります。

8目13節の運転業務委託料の補正は、各小学校の各種大会出場や横浜FCキャンプなどにより市のバスの利用回数が増加したことによるものでございます。

38ページをお開きください。9款1項5目の災害対策費、14節各種使用料39万6,000円は、AED11台を新たにリースし、7集落3庁舎に計11台を配備するものでございます。

20節災害見舞金は、今回の集中豪雨被害者の住宅への床上・床下浸水に対する見舞金でございます。

45ページをお開きください。去る8月21、22日の集中豪雨災害にかかわる応急復旧等、緊急を要するものについては予備費をもって対応しておりますので、今後の予算執行のために2,000万円の追加補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する説明は、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の歳出の主なものを説明いたします。

22ページをお開きください。3款1項3目扶助費の1,796万6,000円ですが、歳入で申し上げましたが、これは障害福祉サービス事業所に対する激変緩和措置として実施されず障害者自立支援臨時対策事業給付費でありまして、その内訳は、従前の報酬額の90%を保障する事業運営円滑化事業給付費が4事業所で1,617万8,000円、それから、送迎サービスの実施を促進します通所サービス利用促進事業給付費が1事業所で178万8,000円が見込まれております。

それから、24ページをお開き願います。3款3項2目23節償還金利子及び割引料6,758万2,000円は、生活保護費国庫負担金返還金であります。これは、市の福祉事務所設置に伴い生活保護行政を実施することになったわけではありますが、初めて年間予算を組むに当たっては、平成17年10月から12月までの扶助費を基準にして、さらには幾らかの新規世帯の増加を見込んで計上したところであります。しかしながら、新規に増加する反面、廃止になる世帯・人員がそれを上回ったほか、医療扶助が大幅に減少するなど、歳出での不用額が8,512万1,000円余りとなりました。年度途中におきまして、この減額補正を県と協議いたしました。厚生労働省が当初の協議額を確保して、県に交付してきていたことから、翌年度での清算を指導されたものであります。したがって、今回、実績に基づきまして、平成18年度分を返還するものであります。

それから、26ページをお開きください。4款1項5目の保健センター管理費、11節の修繕料19万円は、総合福祉センター「スマイル」の浴槽の蛇口の交換が主なものであります。同じく15節の工事請負費50万円は、同じく「スマイル」の正面玄関などの雨漏り解消のための工事費用であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部の主なもののみ御説明申し上げます。

29ページの中段であります。6款1項3目農業振興費ですが、19節目指せ元気な担い手農業夢プ

ラン応援事業費補助金は、歳入の県補助金に市のかさ上げ分12分の1、それに集落営農組織へのかさ上げ分の12分の1を追加して、12分の6に当たる274万6,000円を補助するものであります。

その1つ飛んで下の集落営農組織肥料等共同購入事業補助金288万5,000円は、資材や肥料等100万円以上を共同購入する組織へ、10アール当たり500円を補助するもので、当初予算計上額の不足分を計上しております。

4目の生産調整推進対策費、19節転作物産地形成推進事業補助金は、同一作物による1ヘクタール以上の団地化へ、1アール当たり500円を補助するもので、大豆、バレイショ、ソバ等の団地化21組織分、作付面積にして約100ヘクタールの実績見込みにより、502万1,000円を計上しております。

31ページになります。6款3項3目漁港費、14節重機借上料150万円は、小砂川漁港からしゅんせつしました砂、約2,000立米を最終処分場の処理用覆土として利用するために、バックフォート運搬用大型ダンプカーの借上料を計上しております。

7款1項2目13節の設計・測量業務委託料204万3,000円を計上しておりますが、象潟南部工業団地における排水設備工事施工のための設計等業務委託料であります。

32ページになります。不動産鑑定委託料20万円は、象潟北部工業団地の隣接用地を購入いたしたく、その売買交渉の提示価格としての不動産鑑定を委託するものであります。

企業立地コーディネーター業務委託料101万5,000円は、経験や人脈豊富な企業出身者へ、市内外の企業の動向、情報収集など、企業誘致を初め、企業間の橋渡し業務等を委託するもので、委託者は2人を見込んでおります。月に10日の企業訪問を含む出勤としまして、旅費等を見込んだ委託料であります。

15節の象潟南部工業団地排水路設置工事660万円ですが、同工業団地は昭和40年代に造成、販売をしたもので、排水路設備のない工業団地であります。今回、新たな企業立地支援として、旧秋田ビッグストーン工業跡地から、市ノ沢川までの約270メートルへ150ミリ管を敷設し、インフラ整備を行うものであります。

33ページ、7款2項1目観光総務費では、今年度の事業予定でありました絵画コンテストの実施に当たり、関係者と協議を行いましたけれども、応募する方の立場に立つと、単年度の応募では無理があるという提言を受けまして、今年度と来年度の2ヵ年事業といたしたく、事業の見直しにより、今年度関係予算を残して減額補正をするものであります。

3目観光施設費では、今年度から、市内に2ヵ所ありましたスキー場の運営を関係者から意見を伺いながら、巾山スキー場1ヵ所の運営とすることにし、その関係費用を計上しております。

7款3項2目公園管理費では、修繕料として230万円を計上しておりますが、市内各公園8ヵ所の遊具等の修繕費用であります。以上で終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは、建設部長。

建設部長（金子則之君） 建設部関係の歳出について御説明をいたします。

34ページをお開きください。8款の土木費です。2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費の17節の公有財産購入費の7万7,000円は、既に道路側溝用地となっているところを今回購入するものです。

塩焚浜地内の3.8平米です。

2項道路橋梁費です。2目の道路橋梁維持費、11節の修繕料110万円は、市道ののり面の補修、奈曾大滝照明灯の修繕、ほか、道路照明灯の電気交換などであります。

13節の委託料は、象潟川河口にあります唐戸大橋補修のための調査設計の委託料であります。

15節工事請負費1,250万円は、道路照明灯の移設設置、側溝整備、歩道の整備、転落防止柵の設置などの工事費であります。

4目の排水路維持改良費であります。工事請負費200万円は、上小国地内の排水路、前川地内の排水路の改良工事2カ所であります。

5目の除雪費は9,002万8,000円の補正ですが、平成17年度、18年度、異常気象でありましたけれども、それ以外の平年ベースで予算編成をしております。

13節の委託料3,460万5,000円は、道路歩道の助成委託費でございます。

14節の自動車借上料は、除雪機械等の借り上げるドーザーや歩道用除雪機械の借上料でございます。

36ページをお開き願います。1目河川維持改良費です。15節の工事請負費150万円は、鈴地区の鳥森護岸整備工事で、左岸をかさ上げするものであります。

都市計画総務費13節委託料ですが、都市計画マスタープラン作成業務委託料190万円の減額は請負差額です。

都市計画図作製業務委託料850万円の減は、秋田県の航空写真撮影データ等を借りることになりましたので、今回減額するものであります。

28節繰出金は、1,072万円の減額です。

44ページをお開き願います。11款災害復旧費、21、22日の豪雨による災害に係る復旧費の補正です。11節の修繕料70万円ですが、これは金浦地区赤石のJRガード下の水中ポンプが機能低下したためにオーバーホールするものであります。

13節の委託料は、道路側溝などの堆積物の処理委託料であります。

14節は、復旧工事に用いた重機の借上料でありまして、バックフォアやバキュームカーなどの借上料でございます。

15節工事請負費930万円については、8月24日現在で把握した被害箇所のうち市単独事業で復旧しなければならない箇所に係る概算復旧事業費であります。なお、24日以降新たに把握した被害箇所の復旧費や10月下旬に確定する災害復旧事業を含め今後補正予算の計上をお願いすることとなります。

16節の原材料は、砂利道の補修用砂であります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防費に関することは、消防長。

消防長（中津博行君） 消防関係の歳出について御説明いたします。

37ページをお開きください。9款1項2目非常備消防費、5節災害補償費130万円でございますが、秋田県総合事務組合負担金条例の一部を改正する条例が可決されまして、消防団員数割の退職補償金の負担金が1人当たり2,000円引き上げられまして、補正するものであります。

次に、9款1項2目非常備消防費、19節負担金補助及び交付金134万6,000円ではありますが、消防団員福祉共済制度の規約が一部改正されまして、補償期間が4月1日から3月31日までの1年間に変わりました関係上、補償期間と掛金の関係で、20年度の掛金を前金払いすることになり、補正するものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育費に関することは、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正予算、主なものについて御説明申し上げます。ページは38ページからになります。

人件費につきましては、4月の人事異動によるものでございますので、説明を省かせていただきます。

39ページ、10款1項教育総務費の13節委託料136万5,000円計上してございます。これは、学校や教育施設に掲示するための市民課の掲示板を作成する予算でございます。

次に、3目教育助成費の19節負担金補助及び交付金として216万9,000円ほどを補正してございます。これは、中学校総体ということで、仁賀保中学校のバレー部や金浦中学校の柔道等、東北総体に出場したために、これから開催される新人戦への派遣費が不足するために補正をお願いするものでございます。

次に、41ページになります。10款3項中学校費、4目象潟中学校建替事業費に18節備品購入費として6,500万円ほど計上してございます。これは新しくできる校舎に入れる備品でございますが、生徒用のいすとか机等、使用できるものはできる限り再利用するというところで調整しました結果、校長室の応接セットとか会議用テーブルとか、237品目の備品等を購入するというところで補正をお願いしてございます。

それから、5目の仁賀保中学校建替事業費でございますが、先ほど市長のほうから報告もありましたとおり、合併特例債の採択によりまして、財源の振替をするものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第88号から89号に対する補足説明を市民課長。

市民課長（木内利雄君） それでは、議案第88号にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について補足説明いたします。

6ページの歳入から御説明申し上げます。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1節の減額でございますけれども、これは税率改正などに伴う減額でございますして、収納率を93%見たものでございます。

2節の介護分の305万8,000円の減額でありますけれども、これは、当初見積もりと納付書発行に伴う差を今回補正するものでございまして、これも収納率91%を見てございます。

それから、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節の1,014万1,000円の補正でございますけれども、医療給付費分の現年課税分で、仁賀保地域分が当初見積もり額よりも所得等の関係から多くなるため、今回補正をするものでございます。収納率は97%を見てございます。

次に、2節の介護分65万4,000円の減額でございますけれども、これも当初見積もりと納付書発行に伴う差を今回減額補正するものでございます。これも収納率は97%を見てございます。

10 款 1 項 1 目 1 節繰越金 2 億 375 万円でございますけれども、18 年度決算による繰越金の確定に伴いまして、当初予算との差額分をすべて今回補正するものでございます。

次に、7 ページの歳出でございます。現段階における医療費等の状況では、当初予算以外の国保の歳出補正見込みがございませんので、10 款 1 項 1 目の予備費に歳入額をすべて補正するものでございます。以上であります。

次に、議案第 89 号にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）について補足説明いたします。

6 ページの歳入から御説明いたします。5 款 1 項 1 目 1 節繰越金 1,050 万 2,000 円でございますけれども、これは、18 年度決算繰越額の確定に伴いまして、当初予算額を差し引いたすべてを今回補正するものでございます。

次に、7 ページの歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費の 11 節修繕料 10 万 4,000 円でございますけれども、これは、院内診療所のレセプト電算化・電子カルテ等の導入に係る電気配線工事費でございます。

それから、2 款 1 項 1 目医療用機械器具費の 18 節備品購入費 3 万 7,000 円でございますけれども、これは胃カメラの管を点検する器具を購入するためのものでございます。

それから、4 款 2 項 1 目 25 節の積立金 1,020 万円でございますが、財政調整基金に積み立てするもので、これに伴いまして、基金の積立額は 1 億 3,935 万 5,000 円となります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 90 号に関する説明を生活環境課長。

生活環境課長（長谷山良君） 議案第 90 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明いたします。

6 ページをお開き願います。歳入であります。4 款 1 項 4 目他会計繰入金、1 節一般会計繰入金 275 万 6,000 円の減額及び 5 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金 377 万 9,000 円であります。これは、平成 18 年決算確定による繰越金の確定と、これに伴う一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、7 ページ、歳出であります。1 款 1 項 1 目維持管理費、11 節の 100 万円であります。これについては、配管の漏水等に対応するための修繕料になります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 91 号に関する補足説明、建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第 91 号について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。歳入です。1 目の一般会計繰入金 1,072 万円の減額は、前年度からの繰越金を充当することにより減額するものであります。

5 款 1 目の繰越金であります。18 年度会計の決算繰越額が 3,974 万 5,683 円となりますが、当初予算で 1,500 万円計上しておりますので、今回 2,474 万 5,000 円を補正するものです。

歳出に入ります。1 項総務管理費です。1 目一般管理費については特に説明することはありません。

2 目管渠管理費です。重機借上料 6 万円ですが、これは汚泥をくみ取りするためのバキューム車の借上料でございます。

3 目の笹森クリーンセンター費です。修繕料 830 万円ですが、これは処理場が供用開始以来 10 年目に入り、ポンプ類の汚水処理設備機器もオーバーホールをする時期を経過しております。しかも、

一部、異常音、振動などの発生も見られることから、今回、分解、点検、清掃、部品交換などの整備をするものであります。

2 款の事業費です。次のページをお開き願います。13 節は調査・測量業務の委託費であります。

15 節の工事請負費 750 万円ですが、これは面整備が終わった地区において、新規に公共ますの設置要望があったために、13 カ所の設置工事をするためのものであります。京田の T D K 独身寮とか蕉風荘、ほかに鈴地区の住宅建築に伴い、公共ますを設置するものであります。

公有財産購入費であります。これは、19 年度から建設します象潟地区の矢妻中継ポンプ場用地の取得費であります。面積が 1,010 平米でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 92 号に関する説明を産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第 92 号農集排事業特別会計の補足説明をいたします。

6 ページになります。歳入では、18 年度の繰越金が確定しましたので、その繰越額を一般会計へ繰り入れするもので、また、その下の 7 ページの歳出では、4 月の職員の異動により、1 款と 2 款の給料等の調整により補正をするものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 93 号から第 94 号に対する補足説明をガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 93 号にかほ市ガス事業会計の補正予算（第 2 号）でございます。

これにつきましては、4 月の人事異動に伴います職員の減などによる補正、また、新たにお客様係等を増設したことによる職員の配置転換等による補正でございます。以上です。

続きまして、議案第 94 号にかほ市水道事業会計補正予算でございます。

これにつきましても、これらの人件費につきましては、4 月 1 日の人事異動に伴う職員 1 名の減などによる補正のものでございます。

3 ページをお開きください。収益的支出 1 款 1 項 1 目 22 節修繕費でございます。修繕費の 200 万円の補正でございますけれども、これは 8 月 21、22 日の集中豪雨によりまして、象潟地区中島台浄水場及び金浦浄水場に被害がございまして、これらの仮復旧等の費用でございます。

中島台浄水場につきましては、原水を浄水場まで引いている導水管が、がけ崩れ等によりまして管が流出いたしまして、水が来なくなったものでございまして、翌 23 日に早急に仮配管を行いまして、夕方まで完成し、通水はしております。

金浦浄水場につきましては、原水の取り入れ口であります白雪川が増水いたしまして、取り入れ口に土砂が堆積し、浄水場に水が来なくなったものでございまして、これにつきましても翌 23 日、重機で河床のしゅんせつなどを行いまして、応急的に復旧をしております。今回はこれらの補正の仮復旧等の費用を計上したものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、この被災によりまして断水等の被害はございません。あくまでも近くの川、あるいは沈殿槽からによるポンプによりまして緊急的に水を引きまして、対応をしております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これでそれぞれの議案に対する補足説明は終わりました。

日程第 23、議提第 13 号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び日程第 24、議提第 14 号事務検査に関する決議についての 2 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第 13 号及び議提第 14 号について、3 番市川雄次議員の説明を求めます。3 番市川雄次議員。

【3 番（市川雄次君）登壇】

3 番（市川雄次君） 議提第 13 号です。にかほ市議会委員会条例の一部を改正する規則制定についてです。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条の規定により提出します。平成 19 年 9 月 5 日提出。提出者、市川雄次。賛成者、佐々木正己、池田好隆、菊地衛、宮崎信一、飯尾善紀、山田明です。

2 枚目をごらんください。これ読んでいただいでわかるかと思うんですが、第 2 条第 1 号中、「収入役室」を「会計課」に改めるということでございます。

続きまして、議提第 14 号事務検査に関する決議についてです。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。平成 19 年 9 月 5 日提出。提出者、市川雄次。賛成者、佐々木正己、池田好隆、菊地衛、宮崎信一、飯尾善紀、山田明です。

2 枚目をごらんください。事務検査に関する決議です。

記。1 番検査事項。平成 18 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算に関する事項。

2 番、検査方法。（1）関係書類及び計算書の提出を求める。（2）検査は各小委員会に所管事務を付託して行う。

3 番、検査権限。地方自治法第 98 条第 1 項の権限を各小委員会に委任する。

という内容のものでございます。

議長（竹内睦夫君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから議提第 13 号及び議提第 14 号の 2 件について質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 13 号及び議提第 14 号の 2 件について質疑を終わります。

これから議提第 13 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから議提第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 13 号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する規則制定については原案のとおり可決されました。

次に、議提第 14 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議提第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定

することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 14 号事務検査に関する決議については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 1 時 46 分 散 会